

なださきレークサイドパーク内陸閘開閉業務に関する協定書（案）

岡山市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、児島湖水位の上昇が予測される際の、なださきレークサイドパーク内陸閘開閉業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は甲が管理するなださきレークサイドパーク（以下「公園」という。）における業務に関し、これに必要な労力等について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は別紙の公園とする。

（業務の内容）

第3条 乙の業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児島湖水位及び河川等の状況の把握
- (2) 陸閘の閉鎖及び管理
- (3) 陸閘の開放

（業務の実施体制）

第4条 甲は、業務が必要と認められる時には、書面または電話などの方法により乙に出動要請するものとする。

2 乙は、要請を受けた場合、直ちに児島湖水位及び河川等の状況の把握と甲への報告を行い、甲の指示により業務を実施するものとする。

3 乙は、出動要請を受けた場合は、現場責任者を1名定めるものとする。

（業務の指示）

第5条 甲による業務の指示は、第2条に定める範囲を管理する南区役所灘崎支所産業建設課（以下「支所」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第6条 第4条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したときは電話等の方法により、支所へその旨の報告をするものとする。

（業務の実施報告）

第7条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び要した労力等を速やかに支所へ報告するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲は、第4条第1項により乙に出動要請をし、必要な経費が発生すると見込まれるときは、遅滞なく乙と随意契約を締結するものとする。

（費用の請求）

第9条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき

甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第10条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第11条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、陸間機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置については甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(協定の解除)

第13条 本協定の締結日以後、協定期間の終了日までの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、甲は、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 乙が、社会的信用を著しく傷つける行為をしたとき。
- (2) 乙が、なださきレークサイドパークの指定管理者としての指定を取り消されたとき。
- (3) その他本協定を継続できない事情が発生したとき。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第15条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和7年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫

乙